

第3回産業競争力会議フォローアップ分科会（立地競争力等）

議事要旨

（開催要領）

1. 開催日時：2014年3月12日（水） 14:30～15:30
2. 場所：合同庁舎4号館4階第4特別会議室
3. 出席者：

小泉進次郎	内閣府大臣政務官
関口 昌一	総務副大臣
土屋 品子	厚生労働副大臣
野上浩太郎	国土交通副大臣
秋山 咲恵	株式会社サキコーポレーション代表取締役社長
竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
福田 隆之	新日本有限責任監査法人 インフラストラクチャー・アドバイザリーグループ インフラ・PPP 支援室室長

（議事次第）

1. 開 会
 2. PPP/PFI の活用促進に向けた事業環境・体制の整備について
 3. 閉 会
-

○冒頭

（赤石日本経済再生総合事務局次長）

ただいまより「産業競争力会議フォローアップ分科会（立地競争力等）」を開会する。
小泉政務官からご挨拶いただく。

（小泉内閣府大臣政務官）

前回の分科会で、竹中主査、秋山議員、有識者の福田先生から忌憚のない、そして前向きで率直な議事進行をしていただき、それぞれの論点を各省は持ち帰って、本日前向きな答えを必ず持ってくるという明確な宿題をいただいている。

私は内閣府の大臣政務官であるが、内閣府にも多くの論点が投げられてきているので、本日、○、×、△と、明確な答を持ってきた。そのような形で、各省から明快にボールを投げ返していただくとともに、不十分な点はまた持ち帰り、次回、深めた議論を展開していきたいと思う。

（赤石日本経済再生総合事務局次長）

前回に引き続き、有識者として新日本監査法人の福田隆之様をお招きしている。

資料1にある通り、前回の分科会において竹中主査及び福田様からご提出いただいた資料の論点について、各府省庁等において検討を進めていただいているので、検討状況について手短にご説明をお願いしたい。

(小泉内閣府大臣政務官)

前回、民間議員から内閣府にいただいた論点は全部で14ある。そのうち、できるものを○、各省の協力や調整が必要なものを△、できないものを×と明確化した。○は8つ、△は4つ、そして×は2つとなっている。○のものは説明を省くが、△と×について一体どういうことか、お答えをする。資料2について、上から、何が○、×、△なのか、わかりやすく説明する。

1ページ目の一番上の「中期目標について」は、△。「運営権者への業務・ノウハウ承継について」は、△。「運営権者の裁量の明確化について」は、○。「重点分野の事業環境の整備について」は、○。「地方公共団体のディスインセンティブ等について」は、○。「重点分野での案件形成支援について」は、1つ目のポツが△、2つ目のポツは×。「民間提案制度の活用促進について」は、○。「提案競争の義務化について」は、△。「地域企業の育成について」は、1つ目のポツが○、2つ目のポツは×。「PFI推進機構によるインフラファンドの支援」は、○。1ページ目の最後の「重点分野の事業環境の整備について」は、項目の数を数えることにより、○が計8つとなる。

△と×の中身について、説明をさせていただく。

1つ目の△は、A-2の集中強化期間の設定と数値目標。昨年までの実績の3倍である10年間で12兆円という野心的な数値目標をアクションプランで設定をしている。今回、向こう3年間で集中強化期間に設定してPFIを強力に進めることはとても重要。これは各省にもご理解をいただいていると考えている。一方で、厚労省、国交省、総務省からは重点分野毎の数値目標の設定は事実上困難であるとの回答をいただいている。各省と十分な議論がこれから必要になる。西村副大臣からも、事業規模の数値目標は重点分野全体で設定し、重点分野毎には案件数を数値目標としてはどうかといったボールも投げ返ってきているので、各省にはよろしくお願ひしたい。

2つ目の△は、B-1-1の運営権者への公務員の派遣。これについては、2つに分けて整理をして考える必要がある。1つ目は、喫緊の課題である仙台空港への対応。これは、仙台空港を何とかスムーズにテイクオフさせることが非常に大事。法律改正で手当をするのは時間的に無理。国交省から仙台空港に派遣する職員は、少人数であると承知。官民人事交流制度など、現行制度の枠内で具体的な解決策が必要だと考えている。民間の発想や手法を経験した人材は空港運営の改善にも役立つもので、国交省を中心に内閣府も協力しながら早急に解決策を詰める必要があり、制度官庁である総務省、人事院には最大限ご協力をいただきたい。2つ目は、その他の重点分野の上下水道や道路。これについては地方公務員の問題になる。各省庁にはニーズ調査をしっかりと行っていただき、制度官庁はその結果を踏まえた検討にご協力をお願いする。

△の3つ目が、B-2-1の重点分野のコンセッションに必要な経費の全額補助。個別分野に関して知見や補助制度を有する厚労省、国交省が一体的に支援することが有効だと考えている。総務省では地方負担に対する地方財政措置を検討していただいていると報告があったので、ぜひよろしくお願ひしたい。なお、内閣府での補助制度の創設は考えていない。

次は、×。B-2-2の重点分野のコンセッションに必要な経費へのPFI推進機構の無利子貸付。これは民間からの出資も受けて投資採算が求められる官民連携インフラファンドの機能に照らして、無利子での貸付が困難だと考えている。事業官庁の補助制度の中で考えるべき。

最後にB-5-2の地域企業で構成する法人の認定と法人税等の優遇。これは×。地域企業で構成するという理由で法人税等を優遇することは公平性・競争性を確保する観点から困難であるという認識。

向こう3年間でPFIの推進の集中強化期間と設定をして、政府を挙げて取り組むことが

アベノミクスの推進にとっても重要であるので、各省、特に、今日は、総務省、国交省、厚労省の副大臣にご出席をいただいているので、政治のリーダーシップを発揮していただき、ぜひとも、ご協力、ご支援をよろしくお願ひしたい。

(関口総務副大臣)

総務省としても厳しい財政状況の中、公共施設の老朽化が進む現状を考えると、PPP/PFIによる民間の資金やノウハウの活用が大変重要であると考えている。総務省の資料をご覧いただき説明させていただく。

まず、1ページ目で「PFI事業者に対する公務員の出向について」である。小泉政務官のわかりやすい説明の仕方ですと、これは△ということである。国、地方の公務員を民間事業に派遣する制度としては、官民人事交流法に基づく交流派遣、三セク派遣法に基づく派遣、休職派遣といった制度が挙げられているところ。憲法上、公務員は全体の奉仕者と規定されており、民間事業者の業務に公務員を従事させる場合には、公務の公平性・信頼性の観点から、官民の癒着の疑念を招くようなことがあってはならない。また、派遣が長期間にわたれば、派遣された公務員が公務に戻って活躍することにも支障が生ずるおそれがある。このため、現行の制度において派遣目的や派遣先、派遣期間等の要件等が定められており、これらの目的、要件等に合致する場合に限って派遣することとされている。なお、こうした派遣の制度のほか、一般の民間企業を対象としたものではないが、国家公務員が公務復帰を前提として一旦退職し、引き続き特別の法律により設立された法人に勤務する場合、その法人での勤務が国の事務・事業への従事と同等に評価できると認められたものについて、退職手当の算定の際にその法人における勤務を国での在職期間とみなす制度はある。総務省としてはそれらの趣旨に留意しつつ、公務員制度を所掌する立場から必要に応じて協力を行ってまいりたい。

次に、2ページ目である。「運営権設定後の公営企業の取扱いと公営企業会計・地方公会計制度の整備」であるが、これは、○。公営企業の取扱いに関し、大阪市のケースについては、公共施設等運営権を設定した後に地方公共団体が引き続き実施する業務は、引き続き地方公営企業に該当することを回答したところ。今後、一般的な考え方を整理した上で、地方公共団体に周知する予定。下水道事業等における公営企業会計の適用については、現在研究会を設置して議論を行っており、今年度末にとりまとめる報告書の内容を踏まえて、公営企業会計の適用推進に向けた取組を進めていく予定。地方公会計については、これまでの取組により財務書類の作成は着実に進んでいるものの、作成方法が複雑であることや、固定資産台帳の整備が進んでいないといった課題がある。このため、新たな財務書類の作成基準や固定資産台帳整備の指針等について、今年度中を目途に取りまとめる予定である。固定資産台帳の整備により、地方公共団体の資産状況が明らかになることを通じて、民間事業者によるPFI事業の参入機会の増加につながることを期待している。

次に、3ページ目である。「公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進」、これも○である。総務省では、「インフラ長寿命化基本計画」も踏まえ、公共施設全体を計画的に管理できるよう、地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」の作成を要請しているところである。この計画が作成され、実行に移される段階においては、様々な視点から個別施設等の統廃合、更新、廃止等が検討されることとなることから、検討段階、実施段階を通じて民間事業者の参入が進み、PPP/PFIの活用につながるもの。

次に4ページ目である。「PPP/PFIの推進に向けて」のその1である。これは、△である。運営権事業の導入を妨げる要因は、導入可能性調査や契約書類の作成業務の費用や事務負担が生じることで、特に実施事例が少ない段階ではバリューフォーマナーの有

無が不明な段階で地方公共団体が導入可能性調査を行うことに躊躇があり、参考となる事例がない中で契約書類の作成の費用が多額となるため、バリュフォーマネーが生じにくいことが課題になっている。その解決策として、集中強化期間において今後の案件積み上げに資するリーディングケースについて、導入可能性調査等に要する費用を原則国庫負担により支援することが有効である。地方負担の話が政務官からあったが、地方負担が生じる場合には総務省としても地方財政措置を検討したい。このような市場について、新たな市場が生まれれば、より一層の案件の形成が進むと考えている。

次に、5 ページ目の推進に向けてのその2である。これは、○である。指定管理者制度との適用関係について、個別法を所管する関係府省と具体的な協議をしており、その結果を関係府省より周知しているところである。

「運営権者の法人税負担について」、これは税制改正の中で議論されるものであって、ここの部分については印が○でもなく、×でもなく、△でもないということでご了承いただきたい。

また、ノウハウの共有のための協議会の設置など、PFI を推進する施策については、内閣府が関係省庁として調整して施策を実施する枠組みのもとで行われるものであって、総務省としてはその中で取組の推進に努めてまいりたい。この PFI の取組については、△ということをご理解をいただきたい。

(土屋厚生労働副大臣)

今、関口副大臣、または内閣府の小泉大臣政務官からお話があったように、私どもの対応といたしては○、△と考えれば、基本的に各事業と同様の対応になっている。

数値目標は、今の段階で目標を決めるのは困難な状況である。厚生労働省で水道事業を所管しているが、水道事業は現行制度において民間による経営も可能となっている。水道事業は料金収入による運営を基本としているが、人口減少社会において料金収入の減少が見込まれる。このような中で、水道分野における官民連携を進めていくことが重要であると考えており、民間委託や運営権制度を含む PFI の取組は有効な手段の一つであると考えている。民間委託については多くの事業者で導入されており、PFI による施設整備も徐々に進んでいるところ。公共施設等運営権制度については、現段階では水道分野における導入事例はないが、大阪市が制度の活用を検討しているところ。水道事業をどのような体制で進めていくかは、当該地方公共団体の責任において決められているものであるが、厚生労働省としては制度の活用を進めようとする水道事業者に対しては技術的な助言等の支援を行っているところ。今後、検討される案件についても必要な支援を行ってまいりたいと考えている。

また、当該制度の導入における公務員の出向等の各分野共通の制度上の課題に対しては、水道法以外の制度を所管する府省庁等の対応を踏まえ、必要に応じたニーズ調査を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えている。なお、上水道事業における情報開示については、地方公営企業法に基づき財務諸表を作成し、公開されることとなっている。

今後、厚生労働省としては、水道事業における官民連携に関する手引きの改定及びその周知に加え、水道分野における官民連携推進協議会の開催を通じて、運営権制度を含む官民連携について積極的に対応してまいりたいと考えている。

(野上国土交通副大臣)

資料5-1を使い、国土交通省の PPP/PFI の活用促進に向けた取組について、ご説明を申し上げたい。

まず1 ページ目は、アクションプランについてである。政府全体の方針であるアクション

ョンプランに掲げる目標の実現のためには、関係省庁が連携して着実に取組を推進していくことが重要である。

国土交通省としても、空港、下水道、有料道路事業における公共施設等運営権制度の活用については、具体的に検討を進めているところである。これらの事業は、地方公共団体等が直接実施するものや、あるいは地域の意向も踏まえて実施される必要があるもので、現段階で国として数値目標ありきで、いわばノルマ的に推進をしていくということではなくて、まずは意欲がある具体的な検討を進めている地方公共団体に対して最大限の支援を行っていくこと、そして手続の明確化や制度上の課題を解決していくことが必要ではないかと考えている。

2 ページ目であるが、制度上の課題等への対応については、公共施設等運営事業の円滑な実施のために、事業毎に検討すべき事項や明確にすべき事項等について、ガイドラインを策定するなど、必要な対応をしまいに考えている。具体的には、現在、下水道事業について、公共施設等運営権制度等の活用を推進するためのガイドラインを今年度中に策定すべく準備をしているところ。それから、空港や有料道路事業についても、仙台空港や愛知県道路公社において先行案件の実現に向けて既に具体的な検討を行っているところであり、その成果や経験等を踏まえて必要に応じてガイドライン等を示してまいりたいと考えている。なお、空港については、運営権者による円滑な事業開始を支援するため、公務員の派遣が必要であり、派遣規模や時期等に関する運営権者のニーズに適切かつ円滑に対応できるようにする必要があると考えている。

続いて3枚目であるが、地方公共団体への支援については、まず省内の体制から万全を期す必要があるかということで、法務や会計、金融等の専門家を民間から任用するなどして、官民連携推進に必要な体制の整備を現在進めている。地方公共団体からの相談に対するサポートも具体的に行っているところ。それから、PPP/PFI 事業に積極的に取組む地方公共団体等に対して、案件形成に向けた検討や情報の整備等のための支援を行っているところであり、これも引き続き幅広い支援を行ってまいりたい。

最後に4枚目であるが、民間参入の促進については重点分野において情報開示の取組を着実に進めて民間が参入しやすい環境づくりを推進していきたい。今後の展開については、現在、空港や有料道路事業においてこの先行案件について検討を進めているところであり、まずは第1号案件の事業化を目指して実績をつくるのが重要。そのようなPPP/PFI 事業に積極的に取組む地方公共団体等をモデルに、先行案件が事業化されて、その効果が認知されるとともにガイドラインを策定するなど、手続を明確化していくことによって、公共施設等運営権の活用、拡大、民間参入の促進につなげてまいりたい。

(千葉人事院事務総局人材局長)

資料の6である。まず、「PFI 事業者への国家公務員派遣」については、PFI 方式により受託する民間事業者に対して、「業務承継やノウハウ移転のために数十名～数百名単位での出向」を組織的・継続的に行うため、当該業務承継等に係る関連業務に従事する国家公務員を派遣するものと承知をしている。これを「既存制度との関係」で見ると、まず、国家公務員を民間企業に派遣する制度として、官民人事交流法に基づく派遣があるが、この制度は民間企業の実務を経験することを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させ、人材の育成を図ることが目的である。民間企業への業務支援を目的とする派遣は、この法律の目的に合致するとは言いがたく、この制度によりPFI 事業者職員を派遣することは困難、かつ制度の範囲外と考える。

このほか、国家公務員を公務外に派遣する場合としては、国際機関派遣法、あるいは法科大学院派遣法のように個別に立法措置がなされている。

ここで、PFI 事業者对国家公務員を派遣することが可能となる仕組が現行制度では難

しい中で対応を考えると、これまで空港の運営等を行ってきた成田、関空、中部へ技術的支援を行うために職員を派遣する場合には、退職手当法に基づく退職手当通算による退職出向が活用されている。また、市場化テスト法により落札した民間事業者に退職した国家公務員が就職する場合にも、退職手当に関する特例が講じられている。PFI事業の運営等を行う民間事業者に技術的支援を行うために、退職した国家公務員を派遣することを目的とした措置を講じる場合には、その必要性を整理した上で必要な法的措置を講ずることになると考えられる。

他方、こうした退職出向とは異なり、国家公務員の身分を持ったまま数十名から数百名単位で5年～10年にわたりPFI事業者に派遣する必要があるとすれば、新たな法律上の措置が必要と考える。この場合は、国家公務員がその身分を持ちつつ、民間事業者においてその業務に従事する趣旨、目的、理由等について、関係府省において整理いただく必要があるのではないかと考えている。

(赤石日本経済再生総合事務局次長)

それでは、早速議論に入りたい。最初に福田さんのご意見をいただきたい。

(福田氏)

多岐にわたる前回の提言に対して、今関係府省にお答えをいただいた内容のどこに議論を絞って進めていくべきか、論点を整理してほしいというのが、最初に私が発言を求められた趣旨だと理解する。

まず論点について触れる前に、大阪や仙台でこれから案件が進んでいこうとしている状況、特に大阪は水道の分野で第1号の運営権活用が進もうとしている状況であるが、例えば指定管理の二重適用は不要であるとか、公営企業の引き続き設置は可能であるとか、今日お答えいただいた回答だけでも、それらの先行案件の検討を大きく前に進める内容になっている。そういう意味では、こうした会議が政府の中で行われ、制度上の論点を解決しようと動いていること自体が、案件形成を大きく後押ししている部分があると考え。

一方で、△という話があったとおり論点や課題も残されているが、私なりに聞いていて思ったことを大きく四つにまとめさせていただきたい。

1つは、中期目標をどうするか。小泉政務官から、各省は案件数の目標だけでも何とか出してもらえないかというお話があったが、金額の目標とするか、案件数の目標とするかという論点を含めて、数値目標をどのようにどういった体制で、どういう内容につくっていくのかというところがやはり1つの論点だと思う。

2点目としては、先程の公務員派遣の話。これは、小泉政務官からのご意見としては、既存の制度の官民交流でやれないかという話だった。航空局からは、空港は民間側のニーズもあるという話が出て一方で総務省、人事院からは退職手当法の特例を設ける形でやるべきなのではないかという具体的な提案が示されている。そういう意味で言うと、この問題へのアプローチの仕方として、ニーズについて少なくとも仙台については確認できている前提で、官民交流という既存の制度的な枠組みでいけるのか、退職手当法の特例のような制度改正が要るのかといったことが最終的にどう決着をするのか。これが2点目の論点であろう。

3点目だが、これも前回から議論になっているが、案件をどうやってつくっていくのかという点である。目標を設定して、その目標を実現していくということを考えたときにインセンティブをどのようにつくっていくか。この点について、総務省からは国庫補助と地方負担の合わせ技でやっていくべきではないかという問題提起はあったが、国庫補助を持っている国交省や厚労省という事業官庁からは、ここについてあまり具体的な

ご発言はなかった。そのあたりの仕組をどうつくっていくかが3点目の論点。

最後に4点目としては、官民ファンドの役割。内閣府から投融資での活用が原則という話があったが、そういう役割の範囲で官民ファンドを使うのか。もう少し幅広い役割を与えるのか。

前回からの議論でもあったが、この4つの議論は関係府省から大体△という形で問題提起されておられるところが中心。これをどう詰めていくかを、建設的にどう議論していくかということ。

(竹中主査)

副大臣、政務官の皆様方には、政務としてこの重要な問題に関わってくださっている。そして、前向きにいろいろご指導していただいている。最終的には政治の決断がなければこういう大きな政策の前進はないものだから、まさに予算審議の真ただ中でこのようにご参加いただいたこと、心より感謝を申し上げている次第である。

また、今日いただいた回答の中には、先程福田さんがまとめられたように、本当に実務家から見ると大変ありがたいご回答をいただいた部分がたくさんある。

その上で改めてだが、前回申し上げたように、私たちとしては本当にアベノミクスを成功させたい。その一つとして、今回の問題は極めて重要なことを担っていて、結果を出したい。とにかく議論を超えて結果を出したい。その一点の思いである。そういう観点からすると、今この場で残された時間でぜひ議論したいことは、今、福田さんが集約された4点に尽きると思う。

もう一度確認させていただきたいのだが、中期目標についていろいろなご意見があった。数字の目標設定はなかなか難しいというのは政策の議論としては非常に理解できる面もあるが、私も政策に関わってきた関係から申し上げますと、全ての政策目標をつくるのは困難。例えば、外国人の旅行者を何名受け入れることを目標にする。そんなことは本当にできるのか。来るか、来ないかは向こうが決めることである。しかし、目標を設定することによって、初めていろいろなものが動き出す。そもそも目標というのはそういう意味だと思うので、困難ではあるけれども、やはり成果を出すためにどうしてもやっていただきたい。

今日は、小泉政務官からその点について西村副大臣ともご相談の上、3年という目標の設定があった。そして、3年くらいで、それぞれ難しいだろうけれども案件については目標をある程度立てられるのではないだろうかというお話があった。そこをぜひ、私たちとしては再度お願いしたい。

そしてもう一つは、実はそのアクションプランで、10年で12兆円、コンセッション方式で2～3兆円という金額も既に出ているわけだから、金額についても出せないわけではない。各省におかれてはせめて案件を、そして内閣府におかれては取りまとめとして、やはり金額も示していただきたい。目標の話、公務員派遣の話、案件をどうつくるかの話、そして官民ファンドの話、テーマ毎に議論するほうがよいかと思うのだが、目標に関する私の意見である。

(秋山議員)

私も、論点は福田先生が整理していただいたものでよいと思うが、その中でもとりわけ入口として最も重要なものが、この中期目標の問題ではないかと思っている。成長戦略で決定された具体的な目標を本当にどうやって実現するのかという、とてもシンプルな質問にどう答えるのかというところに全て集約されていると思う。

今、現実問題として第1の案件としての仙台空港がある。それに続く案件が今どういう状況かを前回のこの会議でご説明いただいて理解をしているのは、内閣府でPFI手法を活

用した案件の支援対象が7件あるということ。ただ、この7件についても、その実現に向けて一体今どういうステータスかというご質問をしたときには、これは、7件とも今はまだ非常にプリミティブな段階だというお答えであった。1つ目の案件があって、それに続く案件が数件あるけれども、まだそれがプリミティブな段階である。そうであれば、3年後、5年後、どういう姿をつくらなければならないのかということについての目標がなければ、議論をやって制度を見直してということをして時間が過ぎていくということは、やはり避けるべきだと思う。でき上がりの数字を今から3年後に設定するのが難しいということであれば、例えば現実に即して、今プリミティブな第1段階にあるものが7件ということスタートにしたときに、それを2年後、3年後、どのフェーズにあるものをどれぐらいの件数に増やしていくのか。あるいは、それを増やすために裾野をこれぐらい広げていくためには、プリミティブな段階の案件をいくらぐらい増やしていかなければ、そもそも目標が達成できないのかという、最後の目標と時間軸から逆算して目標を設定する。あるいは、その途中のマイルストーンを設定する。これは、民間企業でも極めて普通にとられる手法なので、こういったものをぜひご参考にさせていただき、この中期目標の設定については何らかの数値目標ということをぜひ再度前向きにご検討いただきたいと思います。

(竹中主査)

目標について一方的に民間議員の意見を申し述べさせていただいたが、ぜひ政府側から、もし我々の見解について何かご意見があれば追加的に伺いたい。

(持永内閣府民間資金等活用事業推進室長)

政務官のお言葉のとおりだが、事業分野毎にお金がなかなか積み上げにくいのであれば、せめて金額目標は全体でのものにするにしても、重点分野毎に件数ぐらいは考えられないかということ、まさに政務官、副大臣のご指示を踏まえて考えていきたいと思っている。

(野上国土交通副大臣)

中期目標についてだが、10年間で12兆円規模の目標自体非常に野心的で、しかもこれは必ず実現させなければならないということ。もう1つは3年間の集中実行期間をつくっていく。これも大事なこと。そういう中で具体的な数字を出していくということになると、これはやはり地方公共団体の意向とか、地方自治体が決めるところもあるものだから、そこを今の段階で精査していくということはなかなか難しい。もう1つは事業規模についても民間との関係があるから、そこを精査していくということもなかなか難しい。そういう意味だと、事業規模についても、その数などについても信頼性のある数字を今ここで算出できないものを、つまりは実効性を担保できないものを出していくということが、逆にいろいろな信頼性を損なっていくことにもなりかねないところもあるのではないかと思う。しかし、数値目標自体はそういうことであるが、今、話のあった案件数の話などについていろいろ検討はしていきたい。

(小泉内閣府大臣政務官)

先程秋山議員からご指摘のあった、内閣府の前回挙げた7件の案件のまず3年後ぐらいの姿を見せていくべきじゃないかというのは、全くそのとおりのご指摘だと思う。

(持永内閣府民間資金等活用事業推進室長)

7件のうちコンセッションは3件だけで、上水道に関するものが2件と下水道に関するものが1件なので、今回重点目標としてコンセッションにフォーカスが当たっているが、この3件については数値目標を整理する中で合わせて整理したい。

(小泉内閣府大臣政務官)

次回どういう形になるか、持ってきたい。

(関口総務副大臣)

今、内閣府から7つの事業の話が出たのだが、内閣府で仕掛けてやっていただいて、それから軌道に乗ってくるということだが、財政的な支援を内閣府も考えてもらえば、またさらに進むかと思う。

(高島厚生労働省大臣官房審議官(健康担当))

厚労省としては、副大臣からも申し上げたように、大阪市が水道事業のコンセッションを検討しているので、できるだけ支援をしていきたい。支援をして、実現をして、いい事例になればそれを全国に広げていきたいと考えているが、数値目標として設定することについては、進めたいと思っている大阪市でさえ、本当に実現できるかどうか、まだいろいろな関門があり難しい。例えば、大阪市を頭に置きながら、国として数値目標を設定した場合、支援はするが、最終的にどうなるかというのは、国では責任がとれないため、数値目標を設定するのはなかなか難しいというイメージでいる。それから、今、内閣府の資料の中の7つの事業で、水道で高萩市が含まれているが、平成29年くらいを目安にできないかということを検討していると聞いている。このように随分先の話のものも入っており、大阪は平成27年くらいを目標としているが、本当にその目標どおりにできるか、それも厚労省として、なかなか保証できないので、トータルとしての数値目標を設定するというのは厳しい。反対とか、進めたくないということではないのだが、責任のある数字は出せないのではないかという気がしている。

(竹中主査)

おっしゃることは、私なりに理解している。同時に、やはり案件を進めていくために、これがどのくらいの規模になるのかというのは、投資家の立場から見ると必ず質問される問題で、そういうニーズがあるということも間違いのない事実だと思う。今、厚労省から決して反対ではないというご指摘もいただいたし、野上国交副大臣からも大変難しいけれども何ができるか検討してみるといただいたし、関口総務副大臣からも難しいけれどもそのニーズはあるというご趣旨の発言をいただいた。内閣府は本年6月を目途に中間目標の策定に努めるという趣旨だと思うのだが、各省協力して何らかの目標設定ができないか。次回までに何らかの折衝を行って、再度検討するというのをぜひお願いしたい。野上副大臣がおっしゃったように、本当に難しいのはわかるのだが、設置そのものには反対ではないとすれば、そこは工夫だと思う。例えば、幅を持たせるという工夫もあるかもしれないし、そこは工夫しながらどうするのかということ。目標だが、私は内閣府には、ぜひ目標で金額を出してもらいたいと思う。その場合に、今まで言われていたものよりもさらにパワーアップした、それを前倒ししたというような内容のものでないと、やはり成長戦略としての評価はされないと思うので、内閣府に対しては、今までの目標を上回った最終的なところを目指しているというようなことが出てくるような形で、ぜひご検討いただきたい。

いずれにしても、今日はもう時間がなく、ほかのテーマもあるので、ぜひ引き続き議論をして、次回にまた検討を続けたい。

先程福田さんからご指摘いただいた2番目の公務員派遣、具体的には、仙台空港の話とその後の話。空港を管理する国交省としては喫緊の課題でもあると思うのだが、仙台空港については要するに今のままでできるのか、できないのか。

(田村国土交通省航空局長)

仙台空港は、前回の会議で申し上げたように、できれば 2015 年度に運営権の設定ができるようにしたいということであるので、それに間に合うように、おそらく、仙台空港の場合は 10 名規模くらいの公務員を派遣するニーズがある。他方で、並行して関西国際空港もやっていて、同じようなタイミングであるが、これは相当規模、おそらく 50 人単位ということである。関空は、今ある関空の関係の会社に国が 100%出資をしているから、そこに出向させるという形で可能であろうと思うが、仙台空港については今もご議論があったように、退職手当でやるのか、それとも官民交流でやるのか、その辺をはっきりしていただかないと困るということである。いずれにしても、それに間に合うように、法改正するのでも、現行制度を運用するのでも、間に合うようにやらせていただければありがたい。

(竹中主査)

福田さんに整理してほしいが、人事院から制度的には今の制度では厳しいという話もあった。一方、国交省からはとにかく何らかの手法でやってくれという話があった。少し議論を整理して、必要な部局にお答えいただきたい。

(福田氏)

今、田村局長から出た人数である 10 名程度という規模。これはとりあえず仙台空港についてということだが、官民交流でこの範囲の職員を運営権者に派遣することができるのかという点が、まず 1 つの質問になってくる。官民交流に関しては、先程人事院から制度趣旨そのものが今回の派遣の必要性と違うのではないかという説明があった。制度趣旨が違うのだとすると、運用の問題ではおそらくないのだろうと思う。一方で、制度趣旨はある意味広く捉えればどうにかなるけれども、人数が問題だということになると、とりあえずまず足元の 10 人というのは人数の観点で、ある意味運用の幅で読めていける話なのかどうかということがあるのではないか。そもそも制度趣旨で話にならないのか、人数の問題なのか。この 2 点について、まず現行の制度の運用の観点でどうなのかということをお教えいただけると、その次の議論にいけるかと思う。

(千葉人事院事務総局人材局長)

先程もご説明したように、官民人事交流制度は、民間企業ならではの効率的な業務手法を体得させ、人材の育成を図るということで、人事の一環として通常 1 社 1 件。そういう形で民間に出しているし、民間からも交流という形でおよそ 1 件 1 人ということで運用している。そういった意味で、今回の PFI 事業に伴う業務承継、ノウハウ移転のために 10 名であろうとも送るということは、それは、経験のある国家公務員を民間企業において組織的継続的に仕事をさせる、民間事業をやらせるということからすると、制度趣旨において無理があると考えている。

(竹中主査)

無理があるということだが、しかし国交省としてはそれが必要だということに関して。そうするとこれについては法改正が必要かということ提起しているわけであるが、それについてのお答えをどの部局からいただけるのか。

(千葉人事院事務総局人材局長)

私どもとしては、PFI 法に基づいて、人的派遣の根拠があるので、PFI における国家公務員の関わりをどうするのかという意味では内閣府がお考えになっていただくものと考

えて、これまでも折衝の際には、ご検討いただきたい、官民人事交流制度は無理だということを、平成 23 年、平成 24 年、累次にわたってご説明を申し上げてきている。

（持永内閣府民間資金等活用事業推進室長）

仙台空港で承知しているところでは、この夏にはどういう形で派遣するか決めないといけないという中で、これも政務官がおっしゃったとおりになるが、これから法律改正するというようなフィージビリティはないので、現行の制度の中でどこまでできるかの追求をするしかないのではないかと思っている。

（竹中主査）

そういうことでは困るからこの会議をやっているのだが、これについては、今すぐ法律改正するということは言えないのかもしれないが、これはぜひ答えを出すべき。なぜできないかというご説明はもう結構なので、どうやったらできるかという答えを出さなければ我々も仕事をしたことにならない。ここは、まず内閣府の西村副大臣、そして小泉政務官に音頭をとっていただいて、人事院、内閣府、そして国交省、しっかりとご議論いただく。再度この重要性をここで確認した上でできるようにする。そのことを、ぜひここでの申し合わせ事項とさせていただきたいが、よろしいか。

（小泉内閣府大臣政務官）

今の話をまとめれば、内閣府としては、夏の時間までを考えると法律改正では間に合わない、だから現行法の中で何ができるかを考えるべきである。そして、国交省も 10 人必要で、これが確保できなければ 2015 年度に間に合わない。そして、人事院からは現行制度では無理だ、法改正でなければできない。今はこのような段階だから、おそらく、今日の回答のまままだこのままずっと続いて、結果として 2015 年も間に合わない、話も進まないという状況が続くと思うので、これについては今日きちんと持ち帰って、次回に、○か×か△かと言われて、×というのはあり得ないと思うが、各省、関係者と調整をしてしっかりと検討したい。

（竹中主査）

ぜひそこは政務にリードをしていただいて、本当にきちんとできるようにする。ぜひ答えを出していただきたいので、宜しく願います。

それから、政省令や運営権ガイドラインの改定など、それぞれよい方向を示しているが、最終的にそれがきちんと機能するように、引き続きいろいろな折衝で、我々なりに気がついたことを申し上げるので、ご協力をまたよろしく願い申し上げたい。

そして 3 番目、いかにして案件を形成していくのか、そのインセンティブについてであるが、地方と国庫補助、その国庫補助をどう使うのかということで、新たなインセンティブを与える仕組みを内閣府としては考えていない。そうすると、実はこれで案件がつかれるのかということになるが、福田さんからコメントしてほしい。

（福田氏）

先程の数値目標のところの議論でもあったが、こういう新しいものを自治体の方々に取り組んでもらうのは難しいからこそ、実際に個別の案件に落とすことについて、何年後に実現できるか責任を持って回答できないというのはよく理解できる。これは完全に鶏と卵になっているというか、難しいから目標設定できないという議論をしていると、このままいつまでもいつてしまう。確かに目標設定をしたことで達成できなかったレピュテーションのリスクはあると思うが、一方でそもそも政府全体としては 12 兆円という目標設定を

10 年後に向けて、すでにしてしまっている。してしまっている以上は、どこかで最後にその達成は問われてしまうということだと思う。かといって、目標設定に向けて自治体の方々に無理強いするわけにもいかない。このように考えると、インセンティブをつけて目標を達成できる方向に誘導することをかなり強力にやっていかないと、中期目標を設定するかどうかはさて置き、最終的に政府全体として設定している 10 年後の目標もどうなるかわからないということではないだろうか。そういう問題意識が確認されているのではないかとこのように思う。

(竹中主査)

この問題に関しては、財源の問題や補助金の制度、様々な制度が絡まってくるので、大変複雑であるということは我々も理解をする。しかし同時に、今、福田さんがおっしゃったように、やはり何らかのインセンティブがないと動かないというのは非常にはっきりとした共通の認識になりつつあると思う。これは、いろいろな議論の仕方、進め方があると思うが、1 つは、例えば事務局で地方公共団体、民間企業はどのようなインセンティブを望んでいるのかということをして 1 回ヒアリングして、肉づけをして、そして本当に何をやらなければいけないかということをして、一度確認をする必要があるかと思う。これは、事務局の方でどのようにするかを考えていただきたい。当然、財源や税制上の課題は経済財政諮問会議等とも連携する話であるので、その意味ではこの問題意識は事務局でひとつ預かっていただき、そしてとにかく答えを出すというふうにしていかざるを得ないかと思う。

(秋山議員)

ここまでの議論をお伺いして、改めて最初の目標設定の難しさ、あるいは公務員の派遣についての問題が今日明らかになったような形でなかなか道筋が見えていないこと。それから、案件形成のためのインセンティブについてもまだ明確でないこと。逆に言うと、やはり手を挙げるインセンティブ、まさにこの問題を解決して政府が後押しをしているのだというメッセージを送ることが、案件形成の 1 番大きなインセンティブになるのではないかと思う。特に、先程指摘させていただいたものの中から、今、既に見えている具体的な案件についても、実行されるのがまだ何年も先の話であるということになれば、今から 3 年間くらいの集中期間にどれだけ手を挙げてもらえるような仕掛けをつくっていくかということが、まさに 10 年後の 12 兆円の達成につながっていくと思う。そういった意味で、ぜひ先ほどの公務員の派遣の問題と合わせて、今回のこのインセンティブの問題をクリアすれば、相当道筋が見えてくるのではないかと思う。

(竹中主査)

先程総務省から、国庫補助金と合わせて地方の制度でも支援するというご指摘があったと思うが、それについてもう少し具体的に何が必要なのか、何ができるのかということをご説明しておいていただきたい。

(青木総務省大臣官房審議官 (財政制度・財務担当))

まずは、国の経済政策で進めるものなので、国として支援するというスタンスは要るだろうということが 1 点。

2 点目は、地方財政、交付税というのは一般財源。使い道を制約することはできない。したがって、地方財政措置だけでは PPP/PFI を進めるということのインセンティブにならない。そこで、補助制度ができれば、どうしても補助金の裏負担、地方負担が出てくる。それを受ける地方団体も特定される。そういう状態になるならば、一定程度、地方財政の枠組みの中で措置するということは、一応可能にはなる。その上でどこまで措置するかは

議論だが、したがってその枠組みをぜひ検討いただけないか。そうすれば、地方財政の中では、一定程度、ついていけることになるということである。

(竹中主査)

わかった。各関係省庁についての主体的な取組があつて、それが前提になって総務省としても動けるといふ趣旨のご指摘だろうと思う。それに対して、例えば、冒頭に内閣府としては特別の補助金を今の時点で考えているわけではないというご指摘もあつたが、では一体どうするのかということも含めて、何らかの結果を出さなければならないと思う。何かこの点、今までの問題について言い残していることがもしあれば、今、ご発言をいただければと思う。いかがか。

(小泉内閣府大臣政務官)

今、総務省からあつた補助制度の関係のことで言えば、内閣府の役割が総合調整である以上、PFIの推進室の予算が今は約1億円しかない。だから、確かに今おっしゃるように地方交付税の措置で地方に負担が出る場合は、ちょっと見ることも検討する。しかし、それだけでは不十分だから、内閣府で考えてくれないかといったボールだと思うので、これも持ち帰って、それぞれぜひ相談をして、一体どういう調整が必要なのか、これも、持ち帰らせていただきたい。

(竹中主査)

今日はもう1つ、官民ファンドの問題が提起されているが、官民インフラファンドの役割については、別途、ファンドの渡社長の意見も確認する必要があるかと思うので、その上で改めて検討したいと思っている。

今日はいくつかまた持ち帰って、引き続き折衝をお願いしたいと申し上げたことがあるので、それについて、秋山委員と私も折衝に参加できればと思うが、難しい場合は、今日、有識者として出席しておられる福田さんにも参加をしていただき、各省庁で落としどころを探す。そのようにしたいと思うので、ぜひご協力をお願いしたいと思う。私なりにまたもう一度整理をしてみてもう一度ご回答いただきたいというような質問もさせていただくかもしれないが、今日、政務もご参加いただいた成果を踏まえて、さらに前向きに進めたいと思っている。

(小泉内閣府大臣政務官)

今日、ご議論いただいた論点は、最初に福田さんから整理をいただいたようになり明確になった。特に、今日の議論の中でやはり1つは中間目標、この扱いをどうするのか。そして、仙台空港を初めとする先行事例をつくるために、どのように人事の関係を整理するか。そして、最後に今話のあつたようなやる気のある地方公共団体へどんな重点的な支援措置ができるのか。こういったところに、大分、論点は集約されていると思うので、今日、竹中主査を初め、各委員からご指摘のあつたところについては、内閣府が中心となって各省と連携をしてとりまとめていきたいと思う。ぜひご協力のほどをよろしくお願いしたい。

今日の点については、また次回、これから分科会を通じてさらに議論を行って、年央の成長戦略の改訂に盛り込む具体的な成果を生み出していきたいので、今後とも各省において具体的な検討をお願いしたい。

最後に、特に総務省においては、今日の福田さん、または竹中さん、秋山さんをはじめ、こういった議論をされているということ自体、地方のやる気のあるところにとっては、非常に大きな、前向きなという評価をいただいたので、知事会とか市町村会に対してもこう

いったことの議論をやっているのだ。そして、既に今日の時点で恐らく各省共通認識を持ったのは、3年間を集中期間と位置づけることに対して何の異論もないわけだから、さらにこのアクションプランを実現するために、こんな議論をやっているのだということも含めて、ぜひ発信もお願いしたい。

(以 上)